

各種おしらせ

児童手当等の支給額の一部改正

(一)、児童扶養手当の額が児童一人の場合月額2万1500円から2万6000円に、2人の場合2万3500円に引き上げられました。(昭和54年8月1日実施)

(二)、特別児童扶養手当の額が障害児一人につき月額1万6500円から2万円に重度障害児一人につき月額2万4800円から3万円に引き上げられました。(昭和54年8月1日実施)

(三)、福祉手当の額が月額6250円から8000円に引き上げられました。(昭和54年8月1日実施)

(四)、児童手当の額が市町村民税の所得割額のないものに支給する手当の額が6000円から6500円に引き上げられました。(昭和54年10月1日実施)

児童委員の果たす役割と仕事

児童委員は児童福祉法にもとづき、市の区域(町、部落)ごとに厚生大臣から委嘱された民生委員があてられており「民生委員」即「児童委員」と云うことになりました。児童委員は児童福祉の増進のため奉仕の精神をもって相談、指導、

援助にあたります。相手方の立場に立って友人知人として手をかしのえるとともに福祉事務所等の行う職務に協力するなど社会連帯の思想を基調とする役割をもっています。児童福祉法で定める児童とは満十八歳に満たない者をいいます。経済社会の進歩発達により地域社会での相互関係が一層複雑化し生活環境が人々の生活に影響し地域全体の問題につながっている今日の中で青少年の非行化など児童を取りまく生活、教育、社会環境問題と取り組み健全なる児童を育成させていくための仕事を推めています。児童委員は、みなさんの身近な直接な窓口としてご相談ください。また都留児童相談所の子供の心配ごと相談所も気軽にご利用くださるようお待ちしております。

計量器定期検査

毎年この時期になりますと計量器の定期検査が実施されます。いかなる計量器も最初の精度・構造を長く維持することは不可能であるため、定期的な検査によって不良器物を排除する必要があります。このため計量法は、定期検査制度を設け取引又は証明に使用される計量器を定期的に検査して、正確を確保し取引上における計量の安全を図り、計量の面から県民の福祉に貢献しようとするものであります。

今年、谷村本町だけでなく3

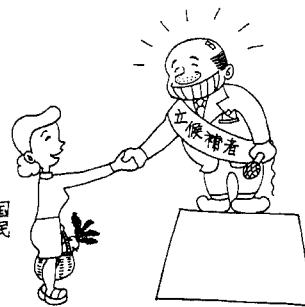
清い心で明るい選挙

都留市選挙管理委員会

年に一度対象となる宝・東桂・盛里・禾生も実施されますので、検査漏れのないよう指定日時に必ず受検されるようお願いいたします。なお、取引・証明に使用しているものおよび、今後使用する目的で所持している計量器は、必ず定期検査を受けなければならぬ義務を生じます。従って検査を受けないで使用すると5万円以下の罰金に処せられます。また定期検査に不合格となった計量器を使用の目的で所持していると3年以下の懲役、もしくは20万円以下の罰金に処せられ、状況によってはこれを併科されます。

定期検査の日程は、つぎのとおりです。

- 9月13日 都留市民会館
 - 9月14日 都留市民会館
 - 9月17日 都留市民会館
 - 9月18日 都留市民会館
 - 9月19日 宝出張所
 - 9月20日 東桂出張所
 - 9月21日 盛里出張所
 - 9月25日 禾生農業協同組合
- 時間は、いつでも午前10時から午後3時までです。



社会保険関係

(厚生年金)相談

山梨県社会保険事務所ではつぎの日程により社会保険関係(厚生年金)の相談をいたします。年金の受給資格等で相談を受けたい方があると思っておりますのでおしらせします。

期日 8月21日(火)
時間 午前9時30分～午後4時
場所 市役所市民課
なお、9月は18日を予定しております。ぜひご利用ください。

国民健康保険 税率の改正

国民健康保険税については、昭和五十三年度に改正されましたが医療費の上昇等により、本年度も引き続きつぎのとおり改正されました。

各納期の税額については、一期分は前年度の国保税総額の六分の一の額とし、二期以降分の税額については本年度改正税率を適用し算定しております。

区分	54年度	53年度
所得割額	4.4/100	3.4/100
資産割額	改正なし	39/100
被保険者均等割額	改正なし	4,900円
世帯別平等割額	改正なし	5,900円
課税限度額	22万円	19万円

シベリアで重労働された方はお電話ください。
ソ連抑留者補償要求全国協議会 山梨県連
詳しいことは都留支部へご連絡ください。
川棚 843 ☎ ③ 2488 渡辺 晃宏